

学童クラブ保護者 各位

多摩市長 阿部 裕行
(公印省略)

学童クラブの登所自粛による減免のご案内

日頃より多摩市学童クラブの運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

現在、学童クラブでは職場との調整により休暇・休業ができる場合等、自宅や親戚宅等で過ごすことができるご家庭においては、登所自粛をお願いしているところです。

この度、登所自粛にご協力いただいたご家庭の負担軽減を目的とし、以下のとおり学童クラブ費及び学童クラブ延長育成料(以下、学童クラブ費等という)に係る減免規定の適用についてお知らせいたします。

なお、減免の適用には本来保護者の皆様の「申請」が必要となりますが、皆様の手続き上の負担軽減のために市が申請の代行を行うこととしましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、市が申請の代行を行うのは登所自粛による減免のみとなります。兄弟姉妹減免等、他の事由で減免を希望される場合は、別途お手続きいただきますようお願いいたします。

【減免内容】

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とする登所自粛依頼に協力したため、令和3年9月1日～17日の間で学童クラブを欠席した日数に応じて、学童クラブ費等を以下のとおり減免いたします。

科目	学童クラブ費	延長育成料(月額利用) ※日額利用は減免なし
1日当たりの減額金額	290円	110円
月あたりの減額上限	7,000円	2,500円
減免適用月	翌月	当月

- ・当該欠席日数については、学童クラブに確認いたします。
- ・学童クラブ延長育成料については、その利用に係わらず、欠席日数で減免の決定をします。
- ・減免該当項目については、いずれか一つになり、重複して減免を受けることはできません。

(例) (1) 学童クラブ費が月額7,000円の方の場合

・5日欠席した場合、 $290円 \times 5日 = 1,450円$ で、10月の学童クラブ費は5,550円(7,000円 - 1,450円)になります。

(2) 学童クラブ費が既に半額減免されている方の場合

・5日欠席した場合、 $290円 \times 5日 = 1,450円$ で、既に減額している額(3,500円)より減額する額が小さいため、10月の学童クラブ費は3,500円になります。

・15日欠席した場合、 $290円 \times 15日 = 4,350円$ で、既に減額している額(3,500円)より減額する額が大きいため、10月の学童クラブ費は2,650円(7,000円 - 4,350円)になります。

【申請手続】

(本来) : 保護者の皆様に「学童クラブ費等減免申請書」及び「別紙」(以下、申請書類という。)を記入し、提出していただきます。

(当減免申請における臨時対応) : 当減免項目の申請に限り市が申請を代行しますので、同封の申請書類(写)にて申請内容をご確認ください。**申請内容に同意しない(欠席日数をご自身で申告したいまたは申請をしない)場合は、9月17日(金)までに児童青少年課へご連絡ください。**申請の取り消しを行います。なお、期日までに連絡をいただけなかった場合は、申請内容に同意をいただいたものと見なしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

多摩市子ども青少年部児童青少年課
TEL : 042-338-6884